

島根県市長会会則

(昭和60年10月1日制定)
(平成2年8月31日改正)
(平成3年4月1日改正)
(平成6年4月12日改正)
(平成7年2月27日改正)
(平成12年7月27日改正)
(平成19年4月1日改正)

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、島根県市長会という。

(組 織)

第2条 本会は、島根県下各市の市長をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、島根県下各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- 2 全国市長会、全国市長会中国支部、国、県及び関係機関との連絡調整。
- 3 行政、財政等に関する調査、研究及び情報の交換。
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 監 事 1人

2 役員（常務理事を除く。以下同じ。）は、総会において互選する。

3 常務理事は、会長が総会に諮って選任する。

(任 期)

第6条 役員（常務理事を除く。以下同じ。）の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

2 常務理事の任期は、会長が別に定める。

3 役員が市長の職を離れたときは、その職を失うものとする。

(権 限)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し常務を統括する。
- 4 監事は、会計を監査する。

第三章 総 会

(総会の種類及び招集)

第8条 本会の総会は、定例会及び臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定例会は、原則として2月、4月及び8月の3回とし、臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議 長)

第9条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(開会及び議事の決定)

第10条 本会の総会は、市長（市長が出席できない場合は、その市長の指名する代理者を含む。）の半数以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 総会の議事は、出席者全員の賛成で決定する。ただし、多数決を行うことについて異議がないときは、議長を除く出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

(議決事項の処理)

第11条 会長は、総会の議決事項を速やかに処理するものとする。

第四章 副市長会

(補助機関等)

第12条 本会の運営を補佐するため、副市長会を置く。

- 2 副市長会は各市の副市長をもって、構成する。ただし、副市長に欠員を生じた場合は、市長が指定する者をもってあてることができる。
- 3 副市長会の運営については、会長が別に定める。

第五章 会 計

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、各市負担金及びその他の収入をもってあてる。

(予 算)

第15条 会長は、毎年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に総会の議決を得なければならない。

(決 算)

第16条 本会の決算は、監事の審査に付し、その意見を付けて総会の承認を得なければならない。

第六章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務局を松江市殿町8番地3島根県市町村振興センター内に置く。

(職員)

第18条 事務局に事務局長及びその他の職員若干名を置く。

(職員の任免)

第19条 事務局長は、会長が総会に諮って任免する。

2 その他の職員は、会長が任免する。

(運営等)

第20条 事務局の運営、その他必要な事項については、会長が別に定める。

第七章 補 則

(改正)

第21条 本会則は、総会の議決を経なければ改正することができない。

附 則

1 本会則は、昭和60年10月1日から施行する。

2 島根県市長会規約（昭和37年7月8日）は廃止する。ただし、本会則施行日前の規定により任命された役員及び職員については、本会則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

本会則は、平成2年8月31日から施行する。

附 則

本会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成6年4月12日から施行する。

2 この会則の施行日前に常務理事に充てられている者については、改正後の島根県市長会会則の規定に基づいて選任されたものとみなす。

附 則

この会則は、平成7年2月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

所 在 地：島根県松江市殿町8番地3

設立年月日：昭和30年7月8日